

令和7年度第3回 渋谷区子ども・子育て会議 会議録

令和8年3月23日（月）

18:00～19:40

本庁舎8階801会議室

■次第

1 開会

2 議事

1 令和8年4月保育所等入所申込人数について

2 子ども・子育て支援法に基づく利用定員の設定について

3 こども誰でも通園制度について

・児童福祉法に基づく事業の認可について

・子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業所の利用定員の設定について

3 閉会

■委員構成

※〇〇委員部分は、区ウェブサイトへの掲載時には削除します。

会長・A委員（学識経験者）

B委員（学識経験者）

C委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）

D委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）

E委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）

F委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）

G委員（保護者代表）

H委員（保護者代表）

I委員（保護者代表）

J委員（保護者代表）

K委員（保護者代表）

会議録

1 開会

【会長・A委員（学識経験者）】

それでは、令和7年度第3回子ども・子育て会議を開催いたします。

2 議事

1 令和8年4月保育所等入所申込人数について

【事務局（保育課長）】

それでは令和8年4月、保育所等入所申込人数について、保育課長から報告していただきたいと思っております。

—資料1～3について保育課長から説明—

**【会長・A委員（学識経験者）】**

報告内容につきまして、ご質問ございますか。

（子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業所の利用定員の設定について事務局より説明の上、子ども・子育て会議において意見を聴取し、委員からの異議がないことを確認。以下質問など）

**【G委員（保護者代表）】**

子ども誰でも通園制度は、保護者だけではわからないところを専門的な方に見ていただけて、とても良い制度だと思います。お聞きしたいのは、利用するにあたっては、どのようなお子さんでも利用できるのかということ。もう一つは、一般型と余裕活用型との利用上の違いについて教えてください。

**【事務局（保育課長）】**

まず一点目の質問です。発達状況等に不安があるお子さんでもご利用いただいています。その場合は、区の関係機関と連携して様々なサポートをさせていただくというシステムになっています。

2点目のご質問ですが、まず、その園によって余裕活用型か一般型かのどちらかになっています。大きな違いは、一般型は一度利用開始になると原則年度いっぱいお預かりできますが、余裕活用型はその園の定員が埋まってしまうと、その時点で利用ができなくなります。年間を通してという希望であれば、確実に利用できるのは一般型ということになります。

**【E委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）】**

子ども誰でも通園制度は、社会で子どもを育てる、子どもの環境を社会全体で支えるといった意味で大変良い制度だと思っています。自治体の裁量で行う任意の事業とは違って、給付制度になったことにより権利性が付与され、利用希望者が必ず利用できるように自治体として整備を進めなければならないことになったと私は理解しています。

そこで質問ですが、この制度の利用ニーズはどのくらいあるのかを伺いたと思います。これまでの「ちょこっと通園事業」を通して把握された実績を踏まえて、利用希望数に対して十分なのか、それとも不足が見込まれてさらなる整備が必要なのか、そのあたりを教えてください。

**【事務局（保育課長）】**

実際に、令和8年度の申し込みが始まっています。対象が0、1、2歳でなかなか定員の空きがないこともあります。利用定員を大きく上回って申し込みをいただいています。渋谷区としては、さらに広げていきたいと思っています。

**【E委員（子ども・子育て支援に関する事業従事者）】**

ありがとうございます。状況がよくわかりました。

**【I委員（保護者代表）】**

私もこの制度はとても素晴らしい制度だと思いました。一時預かりと保育園等に入園するまでの中間を補填してくれる制度だと感じています。

今のご質問の関連ですが、私が勤めている保育園は参加しませんでした。その理由としては、現場の先生方に負担がかかるということです。一人慣れない子が入るだけで、そこに一人手が取ら

れる、既に通っている子どもたちの生活のリズムが乱れるといったことが考えられるからです。加えて、かかった費用は補助金で補填されますが、園にプラスアルファの助成があるわけではないので、今回は辞退したということをお伝えさせていただきます。

制度の内容についての質問です。対象として、ベビーシッター制度などを利用していない未就園児とありますが、このシッター制度を一度でも利用していたら対象にならないのでしょうか。あるいは、一時保育やインターナショナルスクールやフリースクールに通園している児童も対象外になるのかということをお教えください。また、園では夏休みの期間だけ入園されるお子様もいたのですが、同じ時間帯に利用が重ならなければ、どちらも利用できるのか、そうではなく、一切他の保育制度を利用していない状況でなければ、制度の利用ができないのかということなのです。

2点目ですが、親子通園も可能ということですが、やはりその親子さんが一緒にいらっしゃると、他の子どもたちは私のお母さんはどうしたのだろうとか、ちょっと寂しい気持ちになったりします。この親子通園には制限があるのでしょうか。例えば、ならし保育の期間中だけは良いとか、そうではなく、いつでもお母さんが来たい時はいつでも来られるということなのか。

最後に、3点目ですが、利用期間が2カ月以上ということでしたので、園の行事などへの参加です。運動会前とかですと、運動会のための保育に移行しますので。運動会に参加しないということになると、その活動をどのように分けていくのかといった問題が出てきます。また、健康診断や歯科検診などと重なると、活動がない日に通園されることになるので、そのあたりの整理が必要だと感じています。

#### 【事務局（保育課長）】

1点目の利用の内容についてですが、この制度は給付を受けられる制度ですので、他の既に給付を受けている事業がありますと、その事業の利用はできるけれども、当制度の給付は受けられないということになります。こども誰でも通園制度を利用しますと、別の給付事業に関しては全額ご自身で負担することになります。重複して給付は受けられないということです。

2点目の親子通園ですが、区では制限等は設けておりません。実施する園の判断で行うことは可能ですが、現在、親子通園を実施予定の園はありません。

3点目の行事参加のお話ですが、なかなか難しいところがあると思っています。例えば、1定員枠で5日間預かるとすると週に2回程度の預かりになります。実際は2日、2日、1日、つまり1名枠に対して3名ご利用いただけます。そうすると、例えば毎週水曜日に固定の催し物があると、水曜日のお子さんは、参加できますが、他のお子さんは参加できないことになります。また、運動会のような行事が例えば月曜日にあると、やはり、参加できないお子さんが出てきてしまうというのが現状です。この制度では、行事に参加できないデメリットはございます。

#### 【K 委員(保護者代表)】

私も親にとっては助かる制度と思いました。一方で目的のところ、こどもにとって「成長していくことができます」というところは疑問に思いました。

というのは、例えば僕自身、保育園はすごく心地よかった記憶がありますが、国の制度で10時間、渋谷区は上乘せがありますが、ちょこちょこ行くことが子どもにとってどういう影響があるか気になります。

受け入れる保育士さんの負荷も高まると思いますし、子どもの成長につながると間違いなく言え

るのかどうか。そのあたりを伺いたいと思います。

**【事務局（保育課長）】**

まず、保育士さんの負担については、慣れるのに時間がかかりそのお子さんの状況を把握するのはなかなか難しいというお話しは以前からいただいているところです。このことについては、この制度を進めていく上で、保育士さんの経験を積み重ね、どう対応していけるかというところにかかってくるかと思っています。

お子さんへの影響に関してですが、確かになかなか慣れないお子さんもいらっしゃるかと思います。一方で、令和5年度に国のモデル事業として行ったときの状況がございました。当事業をご利用いただいたお子さんが、「お兄ちゃんから名前を呼んでもらえた」、給食で出たメニューがすごく気に入って、「家でこの給食を食べたい」といった反応もありました。また、令和6年度から始まった「ちょこっと通園事業」でも、たくさんのお友達が自分の名前を覚えてくれるので、通園のお子さんでも楽しみだし、在園のお子さんでも〇〇ちゃんが来る日を楽しみにしているということで、非常に楽しく過ごしている事例も確認されています。保護者の方やそのお子さんにとって、制度を利用するメリットとして、そういった方向に進めばいいなと思っています。

**【H委員(保護者代表)】**

ご説明ありがとうございます。すごくわかりやすく勉強になります。

質問ですが、「渋谷区民の利用を優先」とありますが、区民以外の方の申し込み割合と利用の優先の内容を教えてください。

**【事務局（保育課長）】**

区民優先と申しますのは、区民の方しか申し込みを受けてないということです。4月以降はわかりませんが、現在は、区民申込割合10割、優先の内容は、区民のみということです。

**【H委員(保護者代表)】**

他の区も同じ扱いですか。

**【事務局（保育課長）】**

区の状態によるとは思いますが、この制度自体が始まったばかりで、事業者もなかなか増えていないので、どこの自治体も区民を優先していて当面の間は他の自治体のお子さんを受け入れる枠は、ないのではないかと考えています。

**【J委員(保護者代表)】**

私も、渋谷区は孤立した子育てをされているご家庭が多いと思いますので、とてもいい制度だと思っています。渋谷区は、いち早く事業を始めていて他の自治体より、ノウハウがあると感じております。モデル事業を行った自治体のアンケートを見ると、短期的にお子さんを預けるというところで、通常の園児との違いが難しいというところがあります。これから実施する保育園が増えていくと思いますが、その経験を共有していくことが大切だと思っているので、そのあたりの情報の共有に関して、どのような取り組みをされているのでしょうか。

**【事務局（保育課長）】**

渋谷区では、私立保育園の園長会を月に1回実施しております。その中で、いろいろな話題、研修などを行っているため、そういったところでノウハウ、情報の共有を考えています。

【事務局（保育課長）】

—資料4と5について保育課長から説明—

【H委員(保護者代表)】

余裕活用型の定員数は、今日時点の申し込み人数ということでしょうか。

【事務局（保育課長）】

資料4、5の定員は、最大この人数でやります、これ以上は預かれないということです。したがって、実際の空き人数とは違います。

【J委員(保護者代表)】

一般型の定員は、例えば、もとの定員5人から本事業の定員1人をあてる、つまり、もともとの定員5人の場合は4人になるということでしょうか。

【事務局（保育課長）】

その通りです。

【J委員(保護者代表)】

もう一点、一時預かり保育は引き続き行っていくと思いますが、対象者の違い、どのように住み分けていくのかを教えてください。

【事務局（保育課長）】

一時保育も、実施する園、しない園ございまして、私立園に関しましては、それぞれ園の状況によって、引き続き一時保育は実施してまいります。

【I委員(保護者代表)】

予約のやり方ですが、一時保育は1日ごとの予約ですが、この事業は2か月以上の利用が前提ということは、各月ごとの更新になるのでしょうか。

【事務局（保育課長）】

その通りです。

【会長・A委員(学識経験者)】

前回(令和7年度第2回子ども子育て会議)で質問があった内容について 各課長より回答

【事務局（保育課長）】

小学校で実施している「チョコルーム」の利用状況です。令和7年度の実績につきましては、現在集計中です。

令和6年度の実績ですが、チョコルームは学校によって違うので、スクールカウンセラーの件数でお伝えします。まず小学校です。小学校の児童本人による利用は年間で3663件、小学校で保護者による利用は1759件です。続きまして、中学校です。中学校の生徒本人による利用は、年間989件、保護者による利用は484件。ございました。同じくタブレットを使って質問等できる相談ができるようになればいいというご意見を頂戴したところです。こちらにつきましては、区が現在配布しているタブレットには、児童が自分の状況や困りごとの有無について相談できる「相談アイコン」が掲載されています。こちらは18問のアンケートに答えることによって、児童の困り感の程度を把握する簡単なツールだということです。日常的な見守りの一環として活用しており、一定の気づきにつながる仕組みとなっているということです。

続きまして、前回ご提案いただいた内容については、保保育指導課長から回答します。

### 【保育指導課長】

2点回答をさせていただきます。まず一点目の区として、看護師の職務を明確化して保育補助事務業務と切り分けることのご提案についてです。こちらにつきましては、国の省令において、看護師など一名に限っては保育士としてみなすことができるといった定めがあります。職員の職務内容、業務の内容については、それぞれの園の状況に応じて、各園においてお決めいただくものと存じますので、区として業務内容を限定することは難しいと考えております。それぞれ私立も区立も、園の担当者会等がありますので、情報共有しながら、業務をどのようにしていくのか、議論すればいいと思います。

次に、渋谷区版登園ガイド整備に関するご提案についてです。この登園基準につきましては、各園で、お子様の一人一人の状況に応じて、またご家庭の状況や園のその時の状況に応じて丁寧にご対応いただいていることから、すべての園において完全に同じ対応とはならないこともあることは存じます。しかしながら、基本的には国の保育所における感染症対策ガイドラインに即してご対応いただいているものと理解してございます。一方で、登園基準等についての現場の保育士さんや看護師さんの方が、保護者の方に個別に説明を行うという負担が増えているということや、言語対応が難しいケースが多いということは、まさしくおっしゃる通りです。この課題への対応としましては、現在、区のホームページの活用を検討してございます。具体的には、区では、国のガイドラインに沿った対応を各保育園にお願いしているところですので、区のホームページにある多言語化機能を活用して、感染症ガイドラインの抜粋を掲載することで、保護者の皆様にもわかりやすく情報提供できるように準備を進めてまいります。もう少々お待ちください。

### 【事務局（保育課長）】

続きまして、最近駅や商業施設の駐輪場では、チャイルドシートを備えている自転車が増えている件についてです。こちらについては子ども用自転車優先のスペースや、上下二段式の下段をお子様優先とすることについて、ご提案をいただきました。

こちら、交通政策課というところに確認の方をしました。まず、下段のみ幅広設計とするような構造の駐輪ラックを整備するとなると、整備するラックの数が減ってしまうことを懸念しているということ、幅広ラックは現在メーカーで製造してないので、今後新たに駐輪場を整備する段階で、そういったものが販売されるようになったら、検討をしていきたいということです。

### 【C委員(子ども・子育て支援に関する事業従事者)】

「ちょこっと通園事業」として始まった渋谷区の事業が、保護者にとっても、他者との出会いであるとか、またいろいろな支援を受ける機会、入口になっていると聞いていました。これから「こども誰でも通園制度」として事業展開するにあたり、保護者、お子さん、保育園とも負担のない良い形で、保育を利用でき、また保育を提供できるということを望んでいます。

### 【D委員(子ども・子育て支援に関する事業従事者)】

誰でも通園制度は、各保育団体等の要望を受けて制度として出来上がってきています。前倒して実施している自治体の園長会の意見の中には、制度のおかげで定員が埋まった等の意見もあり、この制度は定員割れ対策の意味もあったと私は感じています。

定員枠の中でやっていく一般型では、子どもが集団保育の中でやっていける、保護者も保育に信頼がおけて不安が払拭され、職場復帰が早まるといったことで、「こどもまんなか社会」という

政策の方向に進んでいると思います。乳児をゆったりと受け入れられる施設の拡大、給付費というシステムへの組み込みは園の安定運営にもつながると思っていて、今後、各自治体、各園長会からのデータ等を含んだ状況報告がまとまれば、8年度の実績も把握できます。私としては政策としてどうだったかを判断するには、3年くらいの期間が必要だと思っています。

**【F 委員(子ども・子育て支援に関する事業従事者)】**

この制度については公立幼稚園会、保育園長会でも説明を受けて、内容は分かっていたつもりでしたが、今回様々なご意見を聞いて、いろんな面で考えなくてはいけないことがあるということを理解しました。また、本園は実施していないので、実施した園にお話を聞いて、職員が制度を理解して、どこに行ってもこの制度のことが分かるように、職員に伝えたいと思っています。

**【B 委員(学識経験者)】**

こども誰でも通園制度について、区独自の時間設定等の区の考え方に基づいて取り組んでいることが理解できました。この制度は子どもの育ちを支援していくもので、今後さらに制度の質も問われることになると思います。この子どもの育ちを応援するという視点を持ち続けていくには、保護者の声、子どもの声、そして現場の声をしっかり聞きながら、事業を進めていくことが大切だと思います。

渋谷区は一步先を進んでいるので、この制度はしっかりと子供のためになっているということを示非見せていただきたいと思っています。

**【会長・A 委員(学識経験者)】**

こども誰でも通園制度に関して、渋谷区によって先駆的に取り組んでいただいていることを感謝しています。ただ、期待がある一方で、委員の方からの不安の声、心配の声といった課題もあると思いますので、検証、省察をしながら、確実に前に進んでいっていただきたいと思っています。

**【G 委員(保護者代表)】**

最後に「ちょこっと通園事業」での、保護者としての感想です。利用する保護者だけでなく、在園児の保護者に対して先生から制度について話していただけると、理解も深まりスムーズな運営につながるかと思いました。

3 閉会

**【会長・A 委員(学識経験者)】**

これで、令和7年度第3回子ども・子育て会議を閉会させていただきます。